

平成18年2月16日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ネ)第325号 不当利得返還請求控訴事件

原審・山口地方裁判所周南支部 平成16年(ウ)第56号

口頭弁論終結の日・平成18年1月12日

判 決

宮崎市橘通東3丁目4番9号

控 訴 人	有 限 会 社 コ ス モ 商 事
同代表者代表取締役	黒 田 恒 秀
同訴訟代理人弁護士	岩 崎 哲 朗
同	原 口 祥 彦
同	生 野 裕 一
同	上 野 貴 士

大分市府内町1丁目2番1号

控訴人補助参加人	有 限 会 社 ク レ ス ト
同代表者取締役	政 子 五
同訴訟代理人弁護士	麻 生 昭 一
同	古 庄 玄 知
同	松 田 健 太 郎

山口県大島郡周防大島町大字東安下庄

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	板 根 富 規
同	青 木 貴 央

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用は控訴人補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

は、貸金業者である控訴人から、平成12年8月3日以後、原判決添付別紙計算書記載のとおり金員を借りては返済することを繰り返していたが、勉は平成15年3月2日に死亡した。本件は、 の全財産を相続した被控訴人が、控訴人に対し、 又は の保証人であった被控訴人が債務、保証料の支払として交付した金員について、利息制限法により弁済充当すると過払金があるとして、不当利得返還請求権に基づき71万7844円の返還及び悪意の受益者としての利息として、同額に対する最後に支払をした日である平成16年3月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延利息の支払を求めた事案である。

2 争いのない事実

争いのない事実は、原判決の「第2 事案の概要」の「1 争いのない事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点

被控訴人が、控訴人補助参加人（以下「クレスト」ともいう。）に対する保証料名下で控訴人に支払った金員が法3条所定のみなし利息に当たるか。

4 当事者の主張

当事者の主張は、原判決の「第2 事案の概要」の「2 原告の主張」及び「3 被告の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 争点に対する原審の判断

原審は、債権者以外の第三者が借主から保証料を受ける場合であっても、

債権者及び第三者が法による利息の制限を潜脱することを目的として共同して、第三者において借主から保証料を受けるときは、みなし利息に当たるとの見解のもと、本件では、①制限利率を超える利息の支払が約定されていたこと、②控訴人は、一般に借主がクレストの保証を受けることを条件に貸付けをしていたこと、③クレストは控訴人に、保証委託契約締結業務、保証料徴収業務及び信用調査業務を任せていたこと、④クレストは、本件貸付けが制限利率を超える利息の約定であったことを知っていたこと、⑤本件保証料は、平均年率39.1%と高率であったこと、⑥控訴人は、本件保証料が高率であることを知っていたことから、控訴人らは、利息の制限を潜脱することを目的として共同し、クレストが本件保証料の支払を受けていたというべきであり、本件保証料はみなし利息に当たるとして、被控訴人の請求を全額認容した。

6 控訴の理由の要旨

(1) 最高裁判所第二小法廷平成15年7月18日判決の趣旨は、原則として、貸主とは異なる法人格である保証会社の受取保証料は、みなし利息には該当しないが、①客観的に保証会社の利益が最終的には貸主に帰属するという関係が存在し、かつ、②主観的にも保証会社の利益を貸主に環流させ、貸主のもとに利益を保有せしめる目的があるときには、例外的に法を潜脱する主観的及び客観的事由があるものとして、たとえ形式的には別会社が受け取った保証料であっても、これをみなし利息に当たると判断したものと評価すべきである。この判決は、例外的事例について判示したものであり、法3条の解釈に当たっては、金融の途を閉ざさないように配慮した立法趣旨も考慮すべきであって、保証会社が別の法人格を有しており、保証会社の上げた利益が貸主に環流する仕組みがない場合には、貸主が法を潜脱しようとする目的を有しているとの推認はできないはずである。

(2) 原審は、貸主以外の第三者が借主から金銭を受ける場合でも、法による

利息の制限を潜脱することを目的として共同し、第三者が借主から金銭の交付を受けるときは、その金銭はみなし利息に該当するとの解釈を示し、上記最高裁判所の判例理論を前提としている。しかし、原審は、控訴人とクレストとの間の人的、物的関係を検討して最終的な利益の帰属主体を検討するという手法をとることなく、法の例外的適用を認めている。以下、①から⑥は、前記「5 争点に対する原審の判断」の①から⑥に対する反論である。

ア ①の本件貸付が法所定の制限利率を超過しているという事実は、法43条のみなし弁済の適用がない場合に元本充当するか否かを判断する上で意味を有するが、みなし利息の判断には関係がない。④の認識についても同様である。

イ ②の信用保証を付けることにより、控訴人のような中小規模の業者が貸し倒れのリスクを軽減するのは通常のことである。また、控訴人がクレストのみを保証会社としているとしても、むしろ貸金業者が複数の保証会社と提携している方が取引通念上不自然である。上記事実から控訴人らに法潜脱目的を推認することはできない。

ウ ③については、控訴人がクレストの行うべき信用調査業務をしていた事実はなく、原審は事実誤認をもとにしている。

エ ⑤については、みなし利息該当性の問題は、保証料率の高低により判断される問題ではない。保証料率の高低は、本来、公序良俗の問題である。保証料率が高いことを法潜脱目的の認定の根拠とするのは保証料が利息とみなされることを前提とした議論であり、失当である。⑥も同様である。

(3) また、被控訴人は、控訴人及びクレストの実質的経営者が國廣英一良、昌子夫婦（以下「國廣夫婦」という。）であると主張する。しかし、控訴人らの間には、資本及び株式による利益の連動関係、役員・従業員の人的

関係や本店・営業所等の物的関係の重複はない。

なお、控訴人らの実質的経営者が國廣夫婦であるとの事実を立証しても、控訴人らの間に利益の共有主体性があることは無関係である。

第3 当裁判所の判断

1 基礎となる事実

基礎となる事実は、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、被控訴人とクレストとの間の信用保証委託契約を、以下「本件信用保証委託契約」という。

2 本件保証料のみなし利息該当性について

(1) 法3条の趣旨は、法1条の定める利息の制限を潜脱するのを防ぐことにあるが、法3条の文言からは、みなし利息となるのは貸主が金銭を受け取った場合と解される。しかし、貸主以外の第三者に保証料が支払われた場合であっても、貸主と第三者に法の制限を潜脱する共同意思があったときには、支払われた保証料はみなし利息に該当すると解すべきである。そして、みなし利息と認められるためには、上記共同意思が認められれば足りるのであって、貸主と第三者が一体であるために利益の還元が予定されている場合に限定されないと解するのが相当である。何故なら、貸主と第三者が一体で利益還元の関係にある場合は、上記共同意思を認定させる典型的な場合であるが、同条の趣旨からすると、かかる場合に限定される理由はなく、上記共同意思が認められる範囲まで含まないと同条の趣旨を没却させることとなるからである。

(2) これを本件で検討すると、次のアからウのとおり、本件信用保証委託契約は形骸化したものであること、本件貸付けと本件信用保証委託契約とが実質的に一体であること、本件貸付けにおける利息と本件保証料の合計額が高利であることなどの事情が認められ、控訴人とクレストには、法の制

限を潜脱する共同意思があったと推認するのが相当であり、かかる推認を覆す事情は認められないから、本件保証料はみなし利息に当たるということができる。

ア 本件信用保証委託契約が形骸であること

(ア) 前判示のとおり、本件貸付けに伴い、被控訴人は控訴人との間で勉の連帯保証人となる旨の契約を締結しており、このような他の連帯保証人の存在は、これとは別に信用保証委託契約を締結する必要性を低減させるものである。

(イ) 前判示のところからすれば、クレストは、控訴人に、保証委託契約締結業務、保証料徴収業務を代行させていたのであって、本件で独自の業務をしていたかは疑わしい。

(ウ) 弁論の全趣旨によれば、クレストは、本件で信用保証の役割を果たさず、いわば何もしないで高額の利益を得たと認めることができる。

イ 本件貸付けと本件信用保証委託契約との一体性

弁論の全趣旨によれば、借主である は、本件貸付けの一部と考えていると認められるし、控訴人の融資担当者も本件信用保証委託契約を本件貸付けの一部と考えていたと認めるのが相当である。

ウ 本件貸付けにおける利息と本件保証料の合計額が高利であることは、法を潜脱しようとする動機付けとなりうるし、その利得意思の現れということができる。また、互いに高利であることを認識していたことは、共同して法の制限を潜脱する目的であったことを推測させる。

(3) この点、控訴人らは、貸主以外の者が保証料を受け取ったときに、その保証料がみなし利息となるのは貸主と保証料を受け取った第三者が一体であり、利益の還元が予定されているときに限られる旨主張するが、前記のとおり採用することができない。

(4) そうすると、本件保証料はみなし利息に当たるので、控訴人が支払を受けた本件保証料につき、法の制限利率により弁済充当を行うと、原判決添付の別紙計算書1記載のとおり、平成16年3月12日の時点で71万7844円の過払いとなっている。そして、前判示の事実及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、上記過払金につき、悪意の受益者であったと認められる。

(5) 以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、不当利得返還義務として、上記71万7844円及びこれに対する受益の日である平成16年3月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払うべき義務を負うというべきであり、被控訴人の請求は理由がある。

3 結論

以上のとおり、被控訴人の請求は理由があるから認容すべきであって、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 草 野 芳 郎

裁判官 山 本 和 人

裁判官 山 口 浩 司

これは正本である。

平成18年2月16日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 岡 平 耕 治

